

資料 2 - 1

米沢市地域防災計画の改定（案）に係るパブリック・コメントの結果

1 募集対象計画

米沢市地域防災計画（案）

2 募集期間

令和4年2月1日（火）～令和4年2月21日（月）

3 意見の提出者数及び件数

・提出者数 3名／提出件数 12件

4 意見の内容及び意見に対する回答

次頁以降に記載しています。

米沢市地域防災計画の改定（案）に係るパブリック・コメントの結果について

番号	編・章	頁	意見の概要	回答	修正の有無
1	概要版 第2編震災対策編 第1章震災予防計画	P. 8 P. 12	<p>■ハザードマップ（危険区域図）の周知</p> <p>オレンジ色の米沢市防災マップ（2020 保存版）が全戸に配布されております。これは、洪水及び土砂災害からの円滑な避難を確保するための、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等や避難場所の地図、適切な避難行動や日頃の準備などを示した防災マップです。</p> <p>水災害への備えと対処法にとっても参考になりますが、周りを見ますとあまり利用されていないようです。みんなで利用する仕組みをつくり、災害に備えていきたいものです。</p>	<p>現在の防災マップは、平成 27 年の水防法改正により、想定最大規模の降雨に対応した洪水浸水想定区域及び洪水ハザードマップの作成が義務化され、その後、国による最上川上流域の浸水想定調査の結果を踏まえて作成したものです。</p> <p>出前講座で初めて目にしたという市民の方もいますので、ご意見のとおり、防災マップに対する住民の認知・理解は十分とは言えない状況にあると考えられます。</p> <p>内容の分かりやすさ、見やすさを考慮して作成していますが、最寄りの指定避難所が浸水想定区域に該当しており、実際に避難してみたら開設していなかったという場合もありますので、正しく読み取れるように今後の普及啓発に力を入れていきます。</p>	無
2	概要版 第2編震災対策編 第1章震災予防計画	P. 9 P. 16	<p>■自主防災活動体制・組織率について</p> <p>役員の高齢化が進んでおり、次世代の担い手の確保なども大きな課題となっていることについて、町内会ごとの組織結成を次世代に委ねるにしても、「米沢は災害の少ないまちだから」といった意見の高齢者に意欲を削がれてしまうおそれがある。</p> <p>民生委員の経験からの意見として、民生委員は複数の町内会を担当する方が多く、今のままでは「いざ災害時」の活動をする時に自主防災組織の拠点が明確でなく悩んでいる人が多いことから、複数の町内会を束ねて自主防災組織を形成して活動体制づくりを考えてはどうか。</p>	<p>本市の自主防災組織は、これまで町内会単位での組織結成が行われてきましたが、世帯数の少ない町内会や役員の高齢化等の理由で、自主防災組織の結成が進まない地域や組織を結成したものの活動を休止している地域があると考えられます。このことから、市民の日常生活にとって連帯感のある防災活動を行うことが期待される規模など、地域の実情に応じた組織編成ができるように指導・助言してまいります。</p> <p>また、自主防災組織の組織率向上を目指し、未組織の町内会・自治会に対して地域の実情をお聞きしながら設立を促してまいります。</p>	無
3	概要版 第2編震災対策編 第1章震災予防計画	P. 9 P. 16	<p>■自主防災活動体制・組織率について</p> <p>未組織町内については、組織できない様々な理由があると思われ、市内全町内に組織させ組織率 100%としても実態が伴わなくては意味がない。</p>		

番号	編・章	頁	意見の概要	回答	修正の有無
			<p>町内会構成戸数が僅少、高齢者が殆どの町内会に無理に組織を作っても活動実態が伴わないであろう。</p> <p>このようなところは、組織している隣接の町内が提携して取り組んでいくことで組織率は向上するのではないかと思う。</p> <p>行政から地域に指導いただければと思う。</p>		
4	概要版 第2編震災対策編 第1章震災予防計画	P.9 P.16	<p>■自主防災活動体制・組織率について</p> <p>防災・減災活動において、市民（自主防災組織・町内会）の役割は記述のとおり非常に重要であり、自助並びに共助の要でもあります。防災危機管理課では、自主防災組織は把握されておりますが、町内会・町内会長を今まで把握されておらずに、令和3年11月に把握されたようです。</p> <p>町内会を把握していないということは、未組織の町内会も把握できず、それが組織率の低さの要因ではないかと思われます。</p> <p>昨年9月時点で全市69.6%（県内ワースト2）、中部28.2%、南部25.8%、西部41.2%、北部50.5%、東部は94.4%です。</p> <p>「防災組織の新規結成並びに機能する組織づくり」への具体的な取組方法を真剣に考えていかなければならないと思います。今後に期待します。</p>		
5	概要版 第2編震災対策編 第1章震災予防計画	P.9 P.16	<p>■自主防災活動体制・組織率について</p> <p>組織の編成（情報班・消火班・救出救護班・避難誘導班・給食給水班）について、それぞれの役割は重要であり班を編成できる町内は良いのですが、中には世帯数・人員の少ない町内会もあり、編成できずに組織結成をあきらめる町内会も見受けられます。</p> <p>また、各班員は町内会の当て職も見受けられ、平常時の役割は果たせても、発災時の役割を果たすことは非常に難しく思われます。班編成にこだわらずに、発災時は隣組全員で出来ることをする隣組を中心とした体制もあることを併記することも有りと思います。組織がシンプルなことも防災組織結成には重要</p>	<p>「自主防災組織」とは、昭和34年の伊勢湾台風を契機に制定された「災害対策基本法」に規定されている住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織のことを言います。</p> <p>自主防災組織が取り組むべき活動については、災害の種別、地域の自然的・社会的条件、住民の意識等が地域によって様々であることから、活動の具体的範囲及び内容を画一化することは困難であると考えます。</p> <p>したがって、ご意見のとおり、自主防災組織の班編成にこだわらずに地域の実情に応じた組織の結成を進めていくことで隣近所の人と力を合わせ一体となった活動や、より大きな効果を生み出すことが期待でき、理解を得られやすくなるもの</p>	無

番号	編・章	頁	意見の概要	回答	修正の有無
			です。	と思われます。今後、未結成の町内会や世帯数・人員の少ない自主防災組織等に対してシンプルな形での組織結成を働きかけていきます。	
6	概要版 第2編震災対策編 第1章震災予防計画	P.9 P.16	<p>■自主防災活動体制について</p> <p>町内には民間アパートの居住者が多い地域もある。この方達をほとんどの町内会で把握できていない現状がある。仮に高齢者が住んでいて要支援者となっても、災害時には「分からなかった」ということになってしまう危険性があるが、このことをどう考えていけばよいか。</p>	<p>避難支援者となる自主防災組織や町内会等は、このたび策定した「米沢市避難行動要支援者の避難行動支援計画」により、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画から、地域に居住する75歳以上の高齢者や障がい者等の要支援者を平時から把握することができるようになります。</p> <p>しかし、耐震基準が強化された地震による倒壊などの可能性が低い建物や浸水想定区域外にお住まいの方もおり、災害発生時に必ずしも避難所へ避難するのではなく、震災後も住み慣れた自宅で生活を継続することが十分可能な要支援者もいるため、災害時に必要な支援が個々に変わってきます。市民の皆さまのご支援とご協力をよろしくお願いいたします。</p>	無
7	第2編震災対策編 第1章震災予防計画	P.16	<p>■自主防災組織の育成・強化</p> <p>自主防災組織間の協調・交流を促進するため、自主防災連絡協議会の設置を促してはどうか。</p> <p>また、協議会の規模はどの程度が良いと考えているのか。</p>	<p>自主的な防災活動が効果的かつ組織的に行われるためには、地域ごとに自主防災組織を整備するほか、自主防災組織の育成強化を図るため、リーダーの育成、組織運営等に関する研修の開催や訓練の実施、組織相互間の情報交換を進め、交流を図る場としての自主防災組織の集合体である連合組織の設置などを検討していくことが重要と考えています。</p> <p>本市では、東部、万世、広幡、六郷、塩井、窪田、三沢、山上、上郷、南原地区において、自主防災組織の連携を目的に連絡協議会が設置されていますが、今後も未設置地区に対して小学校の学区あるいは同一の避難所の区域等、市民の日常生活にとって連帯意識に基づいた防災活動を行える地域の規模で設置されるよう促していきます。</p>	無
8	第2編震災対策編 第1章震災予防計画	P.16	<p>■見て学べる防災活動資料</p>	市では、自主防災活動の参考となる国や県が作成した防災活動普及用DVDをいくつか保有していますので、必要に応じて貸出することができますし、内閣府のホームページ等に	無

番号	編・章	頁	意見の概要	回答	修正の有無
			避難行動、初期消火、防火・避難器具の使い方、他に防災全般について学習できる映像資料や雑誌（漫画でも可）を揃えて貸出し又は配布してはどうか。	は様々な動画が公開されていますので、市民の皆さまに分かるようご紹介していきたいと思います。 【市が保有するDVD】 ①家具等の転倒防止対策、②地震だ！そのときどうする？③緊急地震速報の仕組みと心得、④急な大雨・雷・竜巻から身を守ろう！、⑤避難行動要支援者対策の進め方、⑦安全な雪下ろし作業	
9	概要版 第2編震災対策編 第1章震災予防計画	P. 21 P. 95	■下水道の災害予防対策 災害時は、「断水や下水道が損壊して水洗トイレが使えなくなる可能性があります。」とあるが、停電や断水になっても下水道や処理施設が被害を免れれば、水洗トイレは生活用水を流すことで使えると思います。停電や断水は誰でも分かりますが、下水道の被害は分かりません。 いち早く被害状況を把握し広報する仕組みづくりを構築することで、簡易トイレや仮設トイレなく水洗トイレが使えるかもしれません。	ご意見のとおり、下水道の管路や処理場の処理施設が被害を免れれば、断水になっても生活用水を流すことで利用することが可能です。 災害時には、米沢市下水道業務継続計画(BCP)に基づき、速やかに被害状況の把握に努め、被害状況や水洗トイレの使用が可能かなど、広報車や防災無線、SNS（Facebook、LINE、Twitter）、緊急速報メール等の多様な手段で市民の皆様にお知らせしたいと考えていますので御理解と御協力をお願いします。	無
10	第2編震災対策編 第1章震災予防計画	P. 116	■避難行動要支援者名簿の記載事項 名簿を預かる立場としての意見として、要支援者名簿の改正後でも要支援者の具体的な状態が記載されていないと避難誘導をする際、何を準備して安全かつ迅速な支援をすればよいか分からず、余計な時間を費やしてしまうことがないか。	令和3年5月の災害対策基本法の改正において、避難行動要支援者ごとに避難支援等を実施するための計画である「個別避難計画」の作成が市町村の努力義務となりました。 これに伴い、本市でも令和4年度から個別避難計画の作成に取り組みます。御意見をいただいた要支援者の具体的な状況に応じた避難誘導の方法については、個別避難計画の内容に含まれますので、早期に個別避難計画の作成が進むよう努めてまいります。作成された個別避難計画は、御本人から同意をいただいたうえで、避難支援等関係者に内容を提供することができますので、個別避難計画が提供された際は、当該計画内容に基づき避難支援が実施できるよう、平時から地域で支援体制の整備を行ってくださるよう御協力をお願いします。	無

番号	編・章	頁	意見の概要	回答	修正の有無
11	第2編震災対策編 第2章震災応急計画	P. 154	<p>■災害情報の収集・伝達計画について</p> <p>「市は、地域の自主防災組織の協力を得て、管内の人的被害、建物被害、ライフラインの被災状況等に関する情報を収集する。」とあるが、自主防災組織が集めた町内の安否や被害状況を各コミュニティセンターに集めて、「どこでどの程度の被害が出ているか」を市へ連絡する仕組みを作れば、災害対策本部は速やかに全市の被害状況を把握できて適切な対応をとることができると思われます。</p>	<p>国の調査報告によれば、災害時の被害情報等は、地域の状況をよく知る住民が収集することで効率よく情報収集することができますと言われています。</p> <p>ご意見のとおり、発災時にコミュニティセンターを地域の防災活動拠点とすることで、迅速な被害情報の集約ができませんが、各地域の自主防災組織を統率するリーダーの存在や連合組織等の体制を構築する必要があるため、地域防災の担い手となる防災士の育成や地区ごとのマニュアル整備など新たな仕組みづくりを検討していきます。</p>	無
12	資料編	P. 61 ～64	<p>■要配慮者利用施設一覧表</p> <p>「NPO共生会」という障がい者施設があるが、一覧表の記載が漏れているのではないか。</p>	<p>水防法及び土砂災害防止法の改正が施行されたことに伴い、浸水想定区域や土砂災害警戒区域に該当する要配慮者利用施設については、市町村に地域防災計画への掲載が義務付けられました。</p> <p>ご質問の施設については、浸水想定区域や土砂災害警戒区域に該当しないことから一覧表には記載しておりません。</p>	無